

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき、3点にわたり一般質問いたします。

初めに、胃がん予防推進のため、胃がんリスク検診（ABC検診）、ピロリ菌検査を実施することについて伺います。

日本では、胃がんの罹患率は依然として第1位です。食事や生活習慣の変化により、若年層では減少していますが、人口の高齢化により、加齢とともに増加しています。

統計学的調査研究によると、主な胃がんの危険因子は、ピロリ菌感染と高濃度食塩の取り過ぎが挙げられ、予防としては緑黄色野菜の摂取などが挙げられます。胃がんリスク検診は血液検査でピロリ菌の血清抗体値と胃の粘膜の萎縮度を見る血清ペプシノゲン値を測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを分類し、リスクのある人には専門医のところで内視鏡による2次精密検査を行う、対象を絞り込んだ効率的な胃がん検診の方法です。さらに、これで判明したピロリ菌感染者には、除菌治療を行い、将来の胃がん発症も予防しようとする総合的な胃がん対策の一環です。

東京都目黒区や神奈川県横須賀市などでは、胃がんリスク健診の結果、従来のX線法に比べると4倍から7倍の胃がん、特に早期の胃がんが発見されています。近年、この検診を導入する自治体や企業がふえ、胃がんリスク検診、ピロリ菌検査に助成制度を設ける自治体もふえてきています。

県内では、由利本荘市、にかほ市が、昨年度より中学生を対象としたピロリ菌抗体検査を行い、ピロリ菌が確認されたら除菌の費用にも補助をしています。

また、潟上市でも、昨年度より30歳以上を対象とした集団検診で、ピロリ菌検査を無料でを行い、これでがんが見つかった方がいたとのことでした。

ちなみに、潟上市では、精密検査が必要な方には3,000円補助しているとのことでした。

胃がんの早期発見、早期治療の立場からも、ぜひ当町でもこのような検査を実施するよう求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

胃がんリスク検診の実施についてですが、全国的に見ますと、胃がんの罹患率は減少してきており、胃がんによる死亡率もここ40年で5分の1まで減少しているとのことでした。

さて、県内におけるピロリ菌検査のABC検診の実施状況ですが、議員ご紹介しましたが、能代市で年齢を区切って5,000円を上限に助成しているほか、潟上市などの5市町村で実施しているようです。

また、全国的には、先ほど議員ご紹介の例もあるわけですが、統計学的な有意性がある結果かどうかわかりませんが、現時点で死亡率減少効果を示すエビデンスがなく、抗体価の判断基準についてもさらなる治験が必要とのことから、積極的には推奨されておらず、全体として6%の自治体での実施にとどまっているようです。

ピロリ菌の検査自体は、議員ご指摘のように、総合健診の血液検査と同時に実施できる、比較的簡易な検査のようですので、今後の総合健診のあり方やその実施内容などを検討していく中で、その実施の是非などを検討してまいりたいと存じます。

そのためにも、当該検査の有効性などについて広く医師からご意見をいただくとともに、全国の自治体の実施判断に影響を与える死亡率減少効果のエビデンスなどの情報について留意してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「再質問ではないですが、1件だけ」の声あり）

泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 厚労省のほうでも、この検診のあり方については検討会でも市町村が実施する対策型検診の指針の見直しの一環として、有効かどうか検証を進めているということでしたので、今後、また広まっていくのではないかと考えていますけれども、今、町長も答弁でおっしゃいましたので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは次。

○9番（泉 美和子君） 2番の質問に移ります。

がん治療を受けている方が積極的に社会参加できるよう、乳房や頭髪などの補正具購入費用を助成することについて伺います。

がん治療と仕事の両立に関する山形大学の調査によると、がんを患った方の4人に1人が、発症後に依願退職するか解雇された、治療期間が終わっても脱毛で社会復帰は難しい、ウィッグも高価でとても困った、との声もあったということが報告されています。

山形県では、2014年度から抗がん剤治療の副作用で起きる脱毛に悩む患者さん向けに、医療用ウィッグの購入費を補助しています。県と市町村の折半で、最大1万円の補助だそうです。ウィッグが社会復帰の後押しや自信を取り戻すきっかけになればということで、この事業を始めたとのことでした。

県内でも、能代市では医療用ウィッグに対し上限3万円、乳房補正具には2万円を補助しています。また、先ほど出ましたけれども、潟上市でも今年度からウィッグに1万5,000円を補助しています。がん患者とその家族は、社会とのつながりを失うことに対する不安や、仕事と治療の両立が難しいなど社会的苦痛を抱えています。がんになっても安心して暮らし、積極的な社会参加ができるよう、こうした補正具の購入費用の助成をぜひ当町でも実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

がん患者への補正具購入費用の助成についてですが、抗がん剤治療で脱毛症状が起きる患者に対する医療用ウィッグや乳房をなくされた方への補正具補助は、平成24年に国が策定したがん対策推進基本計画を受け、がん患者の就労を考慮した対応の一環として検討がなされているようです。

全国的には、議員ご紹介ありましたが、山形県が医療用ウィッグに対し上限1万円の助成を行っているほか、岩手県北上市や佐賀県伊万里市においても助成制度が設けられていると伺っております。

県内においては、議員ご説明のとおり、能代市で医療用ウィッグに上限3万円、乳房補正具に上限2万円の助成策を講ずるとともに、潟上市でも医療用ウィッグに上限1万5,000円の助成をしているとのことでした。

現在のところ、秋田県においても当該支援について検討を行っている旨、伺っており、美郷町としては、その検討結果を待って、今後の取り組み方針と内容を検討してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解いただきたいと存じます。

なお、医療用ウィッグについては、治療が終了して、頭髪が再生した際に不要となり、助成を受けて購入したウィッグを換金するなどの例が報告されているとのこと、制度化に関して課題もあるとのことでした。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「これも再質問あります」の声あり）

泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 今、町長もおっしゃいましたように、秋田県としても検討しているような情報がありましたので、ぜひこれを受けて、当町でも実施できるようにしていただきたいと思っています。

それでは、3番目、最後の質問に入ります。

臨時職員の待遇改善について伺います。

労働者をめぐる情勢は、官民を問わず、不安定雇用と低賃金の非正規労働者が増加することによって格差が拡大し、地域経済に大きな影響を与えています。

官製ワーキングプアとも言われる自治体の臨時・非常勤職員は、全国で約70万人に上り、職種も多岐にわたっています。その多くが恒常的業務についており、臨時・非常勤職員の労働なくして一日たりとも地方自治体の業務は回らないと言っても過言ではない状況にあると言えると思います。しかし、臨時職員にはパートタイム労働法や労働契約法が適用されないなど、待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度のはざまに法の間隙に置かれた存在となっています。

公務員の賃金水準は、地域の賃金水準全体に波及します。自治体の臨時職員の時給の改善は、地域の時給水準に連動していきます。消費税の引き上げなど、暮らしは日々大変になる一方です。ぜひ賃金を引き上げ、雇用の安定を図るべきではないでしょうか。そこで伺いますが、町の臨時職員の人数と割合はどのようになっているのか。臨時職員の賃金引き上げと、交通費を支給することについて、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

臨時職員の待遇改善についてですが、まず、平成28年度の臨時職員の状況についてです。賃金単価や勤務時間などの諸条件の違いはありますが、美郷町臨時的任用職員任用管理要綱に基づき任用した臨時職員は、平成28年6月1日現在で196人となっております。勤務形態別の内訳ですが、週38時間45分のフルタイム勤務となっている臨時職員が97人、週30時間以上勤務の臨時職員が38人、週20時間以上勤務の臨時職員が27人、週20時間未満勤務の臨時職員が34人となっております。また、職種別の内訳ですが、保育教諭、保育補助員及び学校生活支援員など、子ども園、学校関係の臨時職員が142人、施設管理人及び清掃作業員など施設の維持管理にかかわる臨時職員

が39人、事務補助、保健師など事務事業にかかわる臨時職員が15人となっております。

次に、臨時職員の賃金についてですが、町の臨時職員の賃金単価につきましては、新年度の予算編成方針を検討する際に、社会情勢の変化や近隣市町村の動向等を参考にしながら、その水準の妥当性等を検討し、決定しております。

こうした中、今年度予算関連では、臨時職員のうち、本町及び近隣市等においてニーズの高い有資格の保育教諭の時給単価について、その時点における近隣市の交通費を含む雇用条件を参考とし、近隣市と遜色のない月支給額となるように、時給を900円から1,000円に引き上げ、人材の確保に関する待遇改善を図ってきたところです。

また、臨時職員への交通費の支給についてですが、美郷町では、合併後から現在に至るまで支給を行っておりませんが、県内12町村における臨時職員への支給状況を調査したところ、現在7町村において何らかの形で支給している状況となっております。

こうした状況を踏まえ、来年度に向けて、今年度中に支給の是非及び支給する場合の内容などを決定してまいりたいと存じますが、議員ご承知のとおり、現在、町では普通交付税一本算定を見据えた財政健全化の取り組みに注力しているところです。今年度の内容は、人件費に関する各種委員等の報酬や報償費等について検討することとしており、臨時職員の賃金につきましても、その検討項目となっているところです。そのため、臨時職員の賃金単価及び交通費の支給につきましては、こうした検討の推移を踏まえて決定することになりますことにも合わせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。

泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 保育士さんについてはアップしたということで、予算のときもそういう話がありましたけれども、聞くところによりますと、今回下げられたものもあるというようなことも伺いました。アップするのはいいんですけども、下げるものについては、やはり時給10円、20円がすごく大きく影響するので、これからまた次年度に向けていろいろ検討していくというお話もありましたので、ぜひ下げるといふことのないようにしていただきたいと思います。

働く貧困層という、ワーキングプアというところで、年間通じて働いても低賃金で、それだけで生活していくのは困難という状況が、ずっと民間でも続いていて、そして、民間が安ければ公務員も安くなる、公務員が安くなれば民間も安くなる、というふうな負の悪循環というものが、賃金では最近はその傾向が強まっていると思いますので、ぜひそういうことのないようにしていただきたいと思います。

働く貧困層といえますか、官製ワーキングプアというものについては、町長、どのように認識なさりますか。今の賃金で十分暮らしていけるとお思いですか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

家族状況であったり、さまざまな環境を踏まえて総合的に言及しなければいけないことでもありますので、言及できません。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 町長がまずこの賃金単価を最終的に決めていくことですので、お答えできないというのはちょっと残念な気がします。全国的にいろいろ問題になっている官製ワーキングプア、働く貧困層の問題ですので、ぜひ全体的にアップしていく、そういう方向に町も積極的に取り組んでいただきたいと思います。それで、交通費も今後検討していくということでしたので、ぜひ支給の方向で行っていただきたいと思うんですが、例えば保育士さんとかは、最近は臨時職員の中でも有資格者の方々は町内だけとは限らなく町外からもいらっしゃる方がいると思います。そういう方々にとっては、特に交通費というのはすごく大事なことだと思います。

先ほど、保育士さんの賃金をアップしたということでしたけれども、近隣ではすぐまたアップしていくというような話も聞いておりますので、しっかりとした人材に美郷町に来ていただくためには、そういう賃金の面で、やはりほかと違って10円でも高い、そういうことがすごく求められると思いますし、交通費はぜひ支給していただきたいと思います。そのことを求めます。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの質問を再々質問と捉えて答弁いたしますが、後段の交通費については、先ほど言いましたとおり、来年度に向けて今年度中に検討する旨、答弁しておりますので、重ねてご理解をお願いいたします。前段の部分ですが、その世帯がお1人の世帯で生活しているのか、お2人勤められて生活しているのか、あるいは3人勤められて生活しておられるのかによって、所得に対する概念というのは全く違ってくるのではないのでしょうか。そうした場合、「官製ワーキングプア」と議員がおっしゃいましたが、働いている状況、また責任の所在、それと世帯におけるその者が所得として得る報酬等についてどういった位置づけであるかというものを一言で言えというのは無理がありますので、そうした深みを持ったご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。